

別 表

項目	認証基準	要件		確認方法
		第3条第1項第1号 (5割以上削減区分)	第3条第1項第2号 (3割以上削減区分)	
化学肥料・化学合成農薬の削減 ※1	化学肥料及び化学合成農薬の削減	慣行栽培から5割以上削減	慣行栽培から3割以上削減	
社ニコノト系農薬不使用	IRAC コード4Aに分類される農薬を不使用	不使用	不使用	
トキの餌場環境整備	江の設置 a	・「深さ20cm以上・幅30cm以上」又は「深さ10cm以上・幅50cm以上」 ・概ね畦畔の短辺の長さ(10m/10a以上)	a又はbで「取組面積」*2の10%以上整備、又はcで2%以上整備(cの取組はa,bの5倍でカウントするため)。 又は、a～cの組み合わせによる整備で面積要件をみたすもの*3	次の①～④のいずれかを実施 ① a又はbで「取組面積」*2の10%以上整備、又はcで2%以上整備(cの取組はa,bの5倍でカウントするため)。 又は、a～cの組み合わせによる整備で面積要件をみたすもの*3 ② dで「取組面積」の15%以上整備 ③ eで「取組面積」全ての畦畔で実施 ④ a～eの組み合わせによる整備で面積要件をみたすもの*3
	魚道の設置 b	・長さ8m程度、平均勾配は10度程度 ・管水路の場合は直径10cm以上又は開水路の場合は水路幅20cm以上		
	水張水田の設置 c	・年間を通して常時湛水又は湿地の状態となるよう管理 ・背の高い植物が茂らないように管理		
	冬期湛水 d	・11月～2月の休耕期間に水田を湛水 ・湛水期間中、排水口及び暗渠は原則閉じ、給水口は原則開放することで、湛水又は湿地の状態を保持、又は、水利権等で給水や湛水が難しい場合は、トラクター等の轍(わだち)で溝を付け湛水	「取組面積」の15%以上整備	申請内容及び現地調査により確認 第3条第2項の各号に定めるそれぞれの制度に基づき提出される栽培履歴及び現地調査により確認。 一部、申請時と実施状況報告時に追加資料の提出が必要*4
	畦畔除草剤不使用 e	除草剤を使用しない畦畔管理の実施	「取組面積」の全ての畦畔で実施	
	生き物調査 ※5	「トキめく能登の未来生きもの調査」又は他の制度に基づく調査の実施	年1回以上	

*1 化学肥料、化学合成農薬の削減割合は、石川県の水稻栽培基準(慣行栽培)からの削減割合

- *2 「取組面積」とは、当該認証制度に取り組むほ場の水稻作付面積の合計
「トキの飼場環境整備」の面積は、整備を行う各々のほ場 1 筆の水稻作付面積
「水張水田」の面積は、水稻を作付けしたと仮定した場合の面積
「畦畔除草剤不使用」の面積は、取組を実施する畦畔で囲まれたほ場 1 筆の作付面積
- *3 複数の整備を合算して面積割合を算出する際は、江及び魚道を整備したほ場、並びに水張水田を行ったほ場の重複分は除く。
算出方法については Q&A を参照。
- *4 みどり認定 1 号活動及びエコ農業者認定並びにエコ農業推進団体認定を認定要件としたものは、実施状況報告に当該認証制度の対象とするほ場の栽培履歴を添付する。有機 JAS 認証及び特栽認証を当該制度の認証要件としたものは、個別対応とする。
- *5 別添「トキめく能登の未来生きもの調査」を参照